見え消し

※改正部分のみ

富山県

土地改良工事積算基準

（土木工事）

【富山県版施工単価一覧及び改正履歴】

	コード	施工単価名称	適用年月日
県①	S2501	人力埋戻（機械併用）	（改正）H29.07.15
県②	S2502	境界杭設置	（改正）H30.07.15
県③	S2668	コンクリート桝類設置	（改正）R04.02.15
県④	S2684	畦畔ブロック据付	
県⑤	S2550	土工用マット（鋼製マット）敷設・撤去工	
〃	S2551	賃料（鋼製マット）	
県⑥	S2963	基本電気料金	
県⑦	S2507	ヒューム管（B 形）人力布設	（新規）H29.7.15
~~県⑧~~	~~S2505~~	~~小規模アスファルト舗装~~	~~（改正）H29.4.1~~
県⑧	S2701	コンクリート工（小規模）	（新規）R08.01.15
県⑨	S2503	既設水路取壊し（二次製品）	（改正）H29.11.15
県⑩	S2504	整形工（小規模機械法面整形）	（改正）H29.11.15
県⑪	S2506	床掘工（小規模）	（改正）H29.11.15
県⑫	S2508	型枠（小規模）	（新規）H29.11.15
県⑬	S2509	雑物除去工	（新規）R02.02.15
県⑭	S2510	石礫除去工	（新規）R02.02.15
県⑮	S2685	ほ場整備整地工（表土扱い）	（新規）R02.02.15
県⑯	S2686	ほ場整備整地工（基盤造成・畦畔築立）	（新規）R02.02.15

※１　「床堀工（小規模）」を新規制定したことにより、農林水産省土地改良事業等請負工事標準歩掛における施工パッケージ型積算基準「１．土工③作業土工（床堀工）」の「小規模」は適用しないものとする。

※２　「ヒューム管（B形）人力布設」の歩掛は農林水産省土地改良事業等請負工事標準歩掛（平成 28 年度）における標準歩掛「遠心力鉄筋コンクリート管人力布設」を準用している。

⑧小規模アスファルト舗装工（材料費）

1．適用範囲

（１）１箇所あたりの施工面積の合計がA=100㎡未満の場合に適用する。

（１箇所あたりの施工面積とは、施工箇所の間隔がおよそ50m以内の範囲の施工面積を合計したものとする。また、施工間隔が50m以上離れている場合は、それぞれ別箇所として取扱う）

（２）１層当たりの仕上り厚は7cm以下とする。

（３）２層（表層＋基層等）仕上げの場合は、表層と基層それぞれの施工面積を合計して適用する。

（例：表層A=20㎡、基層A=20㎡の場合、施工面積は40㎡とする。）

（４）広範囲に多数の施工箇所が存在するような道路維持修繕（欠損部のパッチング舗装）工事については、適用できない。

2．施工歩掛

（１）小規模アスファルト舗装（材料費）

施工単価名称	使用材料	単位	数量	摘要
小規模アスファルト舗装（材料費）	アスファルト混合物	t		注１
	瀝青材	t		

注１．アスファルト混合物、瀝青材料の数量については、（２）に記されている区分、数量、係数を使用する。

（２）アスファルト混合物および瀝青材料

アスファルト混合物の使用量は、次式による。

使用量（ｔ）＝設計路面（㎡）×仕上り厚さ（m）×締固め後の密度（t/m3）×（1＋補正係数）

表２．１　アスファルト混合物使用量の補正係数

種　　別	歩車道区分	補　正　係　数
アスファルト混合物	歩道及び路肩	＋0.07
	歩道	＋0.10

（注）１．補正係数は、材料ロスに対する材料補正である。

２．すりつけに使用する混合物は、補正係数に含まないので実状に応じて別途計上する。

瀝青質材料の散布量は、次表を標準とする。

表２．２　瀝青材料散布量　　（100㎡当り）

種　　別	単位	数　　量
タックコート	ℓ	43
プライムコート	ℓ	126

（注）１．基層にグースアスファルト混合物を使用する場合の瀝青材料は、タックコート（ゴム入り）を使用する。

２．上記の散布量には、材料ロス分を含む。

（３）小規模アスファルト舗装（施工費）

名　称	施工規模	施工費(円) ※１	材料費(円) ※２
小規模アスファルト舗装（施工費）	0 ㎡＜A＜ 10 ㎡		材料費(㎡当たり)×施工面積
	10 ㎡≦A＜ 30 ㎡		
	30 ㎡≦A＜ 50 ㎡		
	50 ㎡≦A＜100 ㎡		

※１　施工費：材料費、機械運搬費含まず　※２　材料費：アスファルト混合物＋瀝青材

３．積算方法

小規模アスファルト舗装工を適用するときは、次のコードを組み合わせる。

コード	名称・規格	摘　要
S2505	小規模アスファルト舗装(材料費)	材料ごとに計上する。
TA001	施工面積　0 ㎡＜A＜ 10 ㎡(施工費)	１箇所あたりの施工面積の合計により、いずれか１つを選択する。
TA002	施工面積　10 ㎡≦A＜ 30 ㎡(施工費)	
TA003	施工面積　30 ㎡≦A＜ 50 ㎡(施工費)	
TA004	施工面積　50 ㎡≦A＜100 ㎡(施工費)	

⑧コンクリート工（小規模）

1.適用範囲

本歩掛は､水路工における小規模な構造物施工に係る人力打設によるコンクリート工に適用する。

（１） １箇所あたりの施工量が V=0.3 ㎥未満の曲折工（接続工）の場合に適用する。

（２） １箇所あたりの施工量が V=0.3 ㎥以上 1.0 ㎥以下の桝工（水槽工）の場合に適用する。

2．施工概要

施工フローは、次図を標準とする。

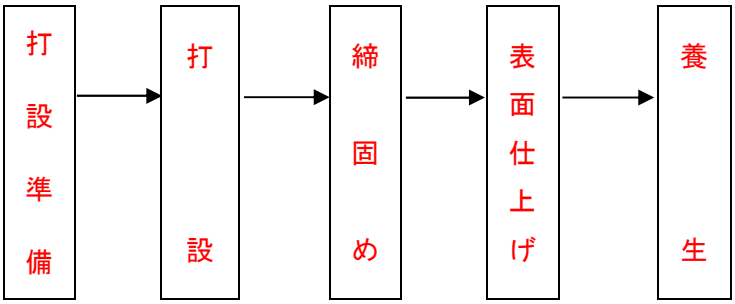

（注） １．本歩掛で対応しているのは、実線部分である。

3．材料の使用量

材料の使用量は、次式による。

使用量＝設計量×（１＋Ｋ）　　Ｋ：補正係数

表３．１　補正係数（Ｋ）

材　　料	補正係数
生コンクリート	＋0.06

4.施工歩掛

（１）施工歩掛

表４．１　施工歩掛（曲折工）　　（１箇所当り）

名　　称	単位	養生方法		摘　要
		一般養生	練炭養生	
		数量		
世　話　役	人	0.02		コンクリート打設
特　殊　作　業　員	〃	0.04		
普　通　作　業　員	〃	0.16		
諸　雑　費　率	%	4.0		
生コンクリート	㎥			
特　殊　作　業　員	人	－	0.03	養生
普　通　作　業　員	〃	0.12	0.14	
諸　雑　費　率	%	19.0	32.0	

（注）１．上記歩掛は、水路工における曲折工（接続工）に係るコンクリート工に適用できる。ただし、施工量 0.3 ㎥未満を条件とする。
２．人力運搬車による現場内小運搬作業を含む。
３．コンクリート打設の諸雑費は、シュート・ホッパ・バイブレータ損料及び電力に関する経費等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。
４．一般養生の諸雑費は、シート、養生マット、角材、パイプ、散水等に使用する機械の損料及び電力に関する経費等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。
５．練炭養生の諸雑費は、練炭、コンロ、シート、養生マット、角材、パイプ等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

表４．２　施工歩掛（桝工）　（１箇所当り）

名　称	単位	養生方法		摘　要
		一般養生	練炭養生	
		数量		
世話役	人	0.05		コンクリート打設
特殊作業員	〃	0.10		
普通作業員	〃	0.30		
諸雑費率	%	4.0		
生コンクリート	㎥			
特殊作業員	人	－	0.01	養生
普通作業員	〃	0.09	0.26	
諸雑費率	%	19.0	32.0	

（注）１．上記歩掛は、水路工における桝工（水槽工）に係るコンクリート工に適用できる。ただし、施工量 0.3 ㎥以上 1.0 ㎥以下を条件とする。
２．人力運搬車による現場内小運搬作業を含む。
３．コンクリート打設の諸雑費は、シュート・ホッパ・バイブレータ損料及び電力に関する経費等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。
４．一般養生の諸雑費は、シート、養生マット、角材、パイプ、散水等に使用する機械の損料及び電力に関する経費等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。
５．練炭養生の諸雑費は、練炭、コンロ、シート、養生マット、角材、パイプ等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

５.参考図

（１）曲折工

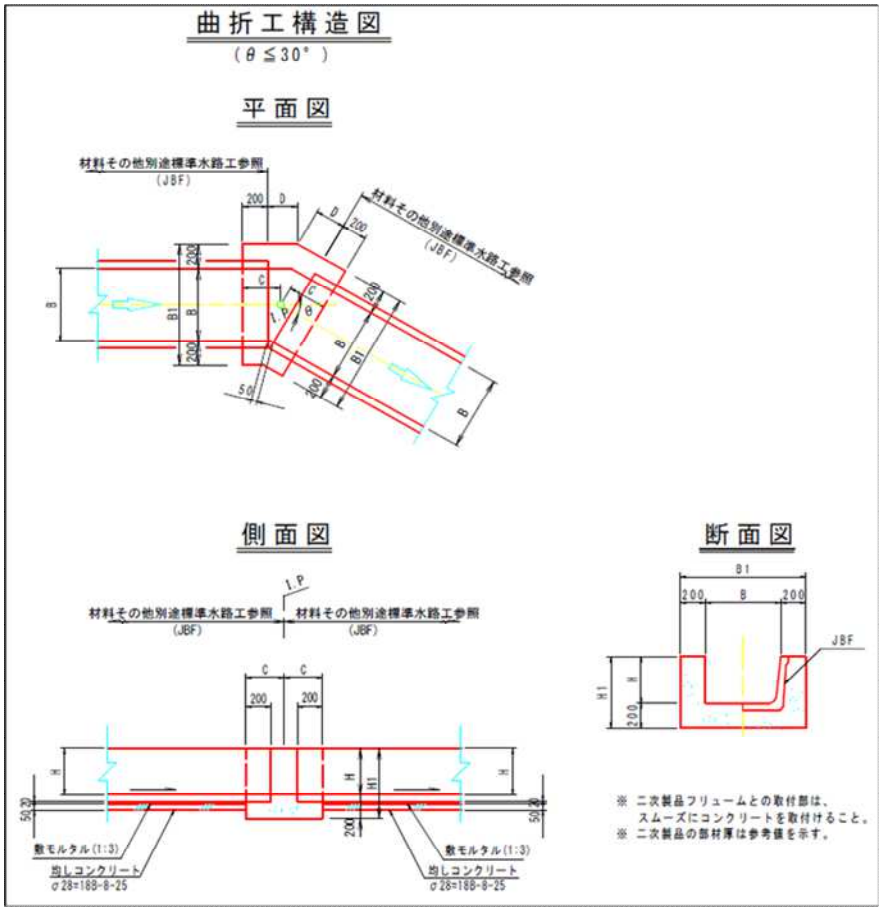
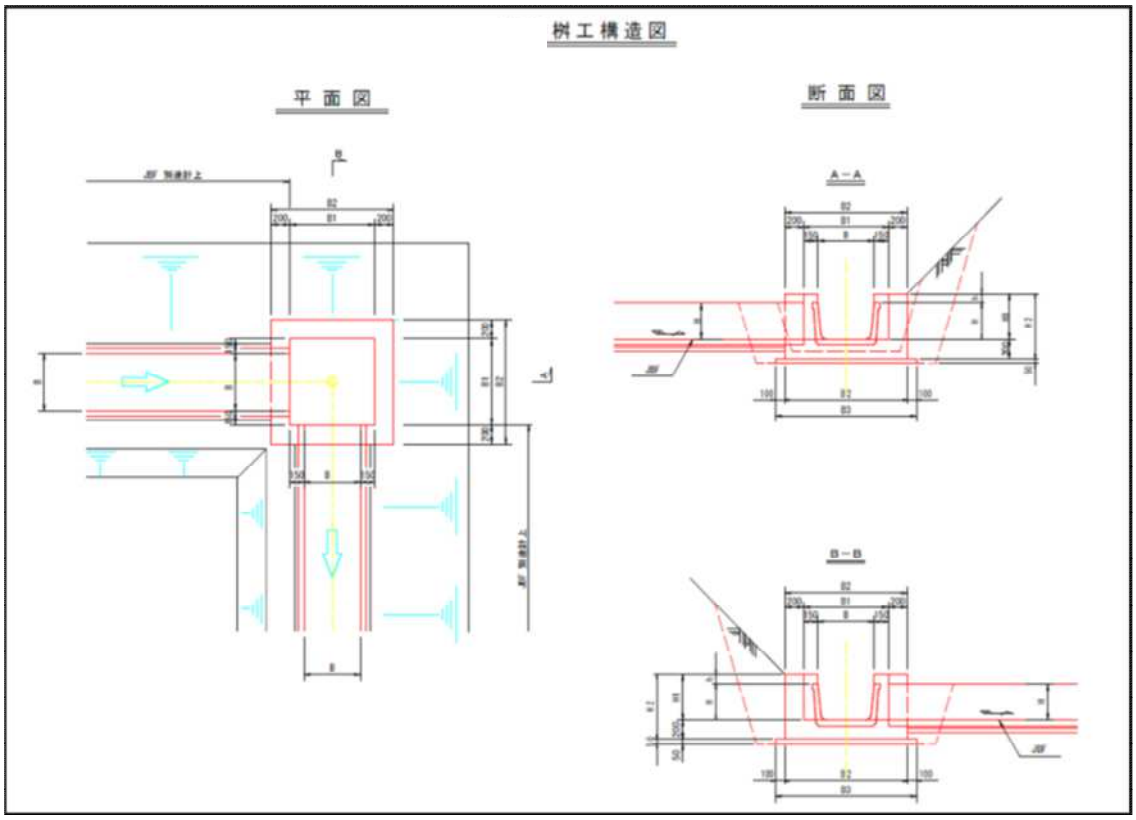
（２）桝工